

令和4年11月文京区議会定例議会追加提案事項

1 文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。
 (2) 改正内容 期末手当の支給月数の引上げ（第5条第2項）
 ア 区長 年間3.20月 → 年間3.30月（0.1月）
 イ 副区長 年間3.20月 → 年間3.30月（0.1月）
 改定① 令和4年12月に支給する期末手当の支給月数の改定
 改定② 令和5年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定
 ※ 支給回数については職員の例によることとしているため、年2回に変更される。
 （単位：月）

	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
6月期	1.45	1.45 (変更なし)	1.65 (0.2)
12月期	1.45	1.55 (0.1)	1.65 (0.2)
3月期	0.30	0.30 (変更なし)	—

- (3) 施行期日 改定①については公布の日、改定②については令和5年4月1日

2 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。
 (2) 改正内容 期末手当の支給月数の引上げ（第5条第2項）
 年間3.20月 → 年間3.30月（0.1月）
 改定① 令和4年12月に支給する期末手当の支給月数の改定
 改定② 令和5年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定
 ※ 支給回数については職員の例によることとしているため、年2回に変更される。
 （単位：月）

	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
6月期	1.45	1.45 (変更なし)	1.65 (0.2)
12月期	1.45	1.55 (0.1)	1.65 (0.2)
3月期	0.30	0.30 (変更なし)	—

- (3) 施行期日 改定①については公布の日、改定②については令和5年4月1日

3 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 期末手当に係る支給月数及び支給回数を改定するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 期末手当の支給月数の引上げ及び支給回数の変更（第8条第1項及び第2項）

年間3.10月 → 年間3.20月（0.1月）

改定① 令和4年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和5年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数及び支給回数の改定
（単位：月）

	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
6月期	1.45	1.45 (変更なし)	1.60 (0.15)
12月期	1.45	1.55 (0.1)	1.60 (0.15)
3月期	0.20	0.20 (変更なし)	—

イ その他規定の整備

(3) 施行期日 (2)ア改定①については公布の日、(2)ア改定②及び(2)イについては令和5年4月1日

4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の給与を改定するほか、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 給料表の改定（別表第一（行政職給料表(一)・(二)）及び別表第二（医療職給料表(一)・(二)・(三)）
公民較差の解消（896円、0.24%）に伴い、初任給及び若年層の給料月額を引き上げる。

イ 令和5年度以後に支給する期末手当に係る支給回数の改定（第26条第1項から第3項まで）

（単位：月）

職員の区分		期	現 行	改定 (現行との増減)
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	一般職員	6月期	1.05	1.20 (0.15)
		12月期	1.10	1.20 (0.1)
		3月期	0.25	—
	管理職員	6月期	0.85	1.00 (0.15)
		12月期	0.90	1.00 (0.1)
		3月期	0.25	—

職員の区分		期	現 行	改定 (現行との増減)
定年前再任用 短時間勤務職員	一般職員	6月期	0.60	0.675 (0.075)
		12月期	0.65	0.675 (0.025)
		3月期	0.10	—
	管理職員	6月期	0.50	0.575 (0.075)
		12月期	0.55	0.575 (0.025)
		3月期	0.10	—

ウ 勤勉手当の支給月数の引上げ（第27条）

(7) 再任用職員（令和5年度以後にあっては、定年前再任用短時間勤務職員。以下同じ。）以外の職員

一般職員 年間2.05月 → 2.15月（0.1月）

管理職員 年間2.45月 → 2.55月（0.1月）

(4) 再任用職員

一般職員 年間1.00月 → 1.05月（0.05月）

管理職員 年間1.20月 → 1.25月（0.05月）

改定① 令和4年12月に支給する勤勉手当の支給月数の改定

改定② 令和5年度以後に支給する勤勉手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		期	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
再任用職員 以外の職員	一般職員	6月期	1.025	1.025 (変更なし)	1.075 (0.05)
		12月期	1.025	1.125 (0.1)	1.075 (0.05)
	管理職員	6月期	1.225	1.225 (変更なし)	1.275 (0.05)
		12月期	1.225	1.325 (0.1)	1.275 (0.05)
再任用職員	一般職員	6月期	0.50	0.50 (変更なし)	0.525 (0.025)
		12月期	0.50	0.55 (0.05)	0.525 (0.025)
	管理職員	6月期	0.60	0.60 (変更なし)	0.625 (0.025)
		12月期	0.60	0.65 (0.05)	0.625 (0.025)

エ その他規定の整備

(3) 施行期日等

- ア 施行期日 公布の日。ただし、(2)イ、(2)ウ改定②及び(2)エについては令和5年4月1日
イ 適用日 (2)アについては、令和4年4月1日

5 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 会計年度任用職員の期末手当に係る支給回数を改定するため、提案する。
(2) 改正内容 令和5年度以後に支給する期末手当に係る支給回数の改定（第16条第1項及び第2項並びに第30条第2項）

(単位：月)

職員の区分	期	現 行	改定 (現行との増減)
フルタイム 会計年度任用職員	6月期	1. 0 5	1. 2 0 (0. 1 5)
	1 2月期	1. 1 0	1. 2 0 (0. 1)
	3月期	0. 2 5	—
パートタイム 会計年度任用職員	6月期	1. 0 5	1. 2 0 (0. 1 5)
	1 2月期	1. 1 0	1. 2 0 (0. 1)
	3月期	0. 2 5	—

- (3) 施行期日 令和5年4月1日

6 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 フルタイム会計年度任用職員等における退職手当の支給要件等に係る規定を整備するため、提案する。
(2) 改正内容
ア フルタイム会計年度任用職員等における退職手当の支給要件の緩和（第2条第2項）
常勤職員に準ずる勤務形態として、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が「18日以上」とする要件について、1月の勤務日数（週休日等を除く。）が20日未満の月にあつては、「18日から20日と当該20日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数以上」に緩和する。
イ その他規定の整備

- (3) 施行期日 公布の日。ただし、(2)イの一部については令和5年4月1日

7 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の給与を改定するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 給料表の改定（別表第一）

公民較差の解消（896円、0.24%）に伴い、初任給及び若年層の給料月額を引き上げる。

イ 令和5年度以後に支給する期末手当に係る支給回数の変更（第27条第1項から第3項まで）

（単位：月）

職員の区分		期	現 行	改定 (現行との増減)
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	一般職員	6月期	1.05	1.20 (0.15)
		12月期	1.10	1.20 (0.1)
		3月期	0.25	—
	管理職員	6月期	0.85	1.00 (0.15)
		12月期	0.90	1.00 (0.1)
		3月期	0.25	—
定年前再任用 短時間勤務職員	一般職員	6月期	0.60	0.675 (0.075)
		12月期	0.65	0.675 (0.025)
		3月期	0.10	—
	管理職員	6月期	0.50	0.575 (0.075)
		12月期	0.55	0.575 (0.025)
		3月期	0.10	—

ウ 勤勉手当の支給月数の引上げ（第30条）

(7) 再任用職員（令和5年度以後にあつては、定年前再任用短時間勤務職員。以下同じ。）以外の職員

一般職員 年間2.05月 → 2.15月（0.1月）

管理職員 年間2.45月 → 2.55月（0.1月）

(4) 再任用職員

一般職員 年間1.00月 → 1.05月（0.05月）

管理職員 年間1.20月 → 1.25月（0.05月）

改定① 令和4年12月に支給する勤勉手当の支給月数の改定

改定② 令和5年度以後に支給する勤勉手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定

(単位：月)

職員の区分		期	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
再任用職員 以外の職員	一般職員	6月期	1. 0 2 5	1. 0 (変更なし)	1. 0 7 5 (0. 0 5)
		1 2月期	1. 0 2 5	1. 1 2 5 (0. 1)	1. 0 7 5 (0. 0 5)
	管理職員	6月期	1. 2 2 5	1. 2 2 5 (変更なし)	1. 2 7 5 (0. 0 5)
		1 2月期	1. 2 2 5	1. 3 2 5 (0. 1)	1. 2 7 5 (0. 0 5)
再任用職員	一般職員	6月期	0. 5 0	0. 5 0 (変更なし)	0. 5 2 5 (0. 0 2 5)
		1 2月期	0. 5 0	0. 5 5 (0. 0 5)	0. 5 2 5 (0. 0 2 5)
	管理職員	6月期	0. 6 0	0. 6 0 (変更なし)	0. 6 2 5 (0. 0 2 5)
		1 2月期	0. 6 0	0. 6 5 (0. 0 5)	0. 6 2 5 (0. 0 2 5)

(3) 施行期日等

ア 施行期日 公布の日。ただし、(2)イ及び(2)ウ改定②については令和5年4月1日

イ 適用日 (2)アについては、令和4年4月1日

8 旧元町小学校活用施設整備工事に係る費用負担に関する協定

- (1) 協定の目的 旧元町小学校活用施設整備工事
- (2) 協定金額 金22億3,595万2,400円
- (3) 協定の相手方 東京都文京区本郷二丁目1番1号
学校法人順天堂
代表者 理事長 小川秀興

【参考】

- ① 工 期 令和5年1月4日から令和6年12月31日まで
- ② 支出科目等 令和4年度 一般会計 総務費 企画費
令和5年度 債務負担行為
令和6年度 債務負担行為

9 旧元町小学校保全施設整備工事請負契約

- (1) 契約の目的 旧元町小学校保全施設整備工事
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定による随意契約
- (3) 契約金額 金18億400万円
- (4) 契約の相手方 東京都中央区京橋二丁目16番1号
清水建設株式会社
代表取締役 井上和幸

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和6年12月13日まで
- ② 支出科目等 令和4年度 一般会計 総務費 企画費
令和5年度 債務負担行為
令和6年度 債務負担行為